平成２３年（フ）第９２０号
堺市北区東上野芝町２丁500番地１　ファミールハイツ上野芝Ｉ―309
債務者　松石ソーイングこと　松石　喜昭
1　決定年月日時　平成24年３月６日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　宇津呂　修
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年６月４日午前11時30分
5　免責意見申述期間　平成24年５月21日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２４年（フ）第１６０号
堺市東区西野88番地30
債務者　米田商店こと　米田　久雄
1　決定年月日時　平成24年３月６日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　宇津呂　修
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年６月４日午前11時30分
5　免責意見申述期間　平成24年５月21日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２４年（フ）第１７２号
堺市西区鳳南町２丁101番地、住民票上の住所堺市西区鳳南町５丁486番地７　ルイシャトレ鳳1002号
債務者　林野健太朗
1　決定年月日時　平成24年３月６日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　宇津呂　修
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年６月４日午前11時30分
5　免責意見申述期間　平成24年５月21日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２４年（フ）第４８号
奈良県橿原市上品寺町400番地の２
債務者　髙瀬　京子
1　決定年月日時　平成24年３月５日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　戸城　杏奈
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年６月４日午前10時
5　免責意見申述期間　平成24年５月21日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２３年（フ）第４９号
佐賀県唐津市東大島町21番13号
債務者　土橋　正和
1　決定年月日時　平成24年３月６日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　中川　正幸
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年５月21日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成24年５月21日まで
佐賀地方裁判所唐津支部

平成２３年（フ）第２７４０号
札幌市北区太平２条５丁目２番14号　エスコート太平202号
債務者　篠原　静香
1　決定年月日時　平成24年３月６日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　門馬　明子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年５月29日午後４時
5　免責意見申述期間　平成24年５月22日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第２８５８号
札幌市豊平区平岸５条13丁目５番35号コーポうるわしＣ―７号、申立時の住所北海道石狩市花川南２条６丁目58番地
債務者　塩見　晃一
1　決定年月日時　平成24年３月６日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　福田　友洋
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年５月31日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成24年５月24日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第２１３号
名古屋市南区中割町４丁目89番地　中割住宅711号
債務者　ノザワ　エストレリータ　パラポこと　ＮＯＺＡＷＡ　ＥＳＴＲＥＬＩＴＡ　ＰＡＬＡＰＯ
1　決定年月日時　平成24年３月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　山村　豊弘
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年６月７日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成24年５月24日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第７２号
埼玉県越谷市神明町１丁目74番地13、旧住所埼玉県北葛飾郡松伏町大字大川戸2962番地14
債務者　阿部　勇二
1　決定年月日時　平成24年３月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　斉藤　耕平
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年６月８日午前10時15分
5　免責意見申述期間　平成24年５月25日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２４年（フ）第４号
京都府宮津市字波路2229番地
債務者　安田　永明
1　決定年月日時　平成24年３月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　藤居　弘之
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年６月13日午前11時
5　免責意見申述期間　平成24年５月30日まで
京都地方裁判所宮津支部

平成２４年（フ）第５号
京都府宮津市字波路2229番地
債務者　安田　博美
1　決定年月日時　平成24年３月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　藤居　弘之
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年６月13日午前11時
5　免責意見申述期間　平成24年５月30日まで
京都地方裁判所宮津支部

平成２４年（フ）第３４２号
横浜市保土ケ谷区上星川３丁目21番３―1001号
債務者　佐藤　直美
1　決定年月日時　平成24年３月６日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　坂本　正之
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年６月４日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成24年６月１日まで
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第１２号
長野県岡谷市加茂町１丁目４番３号
債務者　小平　悦子
1　決定年月日時　平成24年３月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　五味　弘行
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年６月８日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成24年６月１日まで
長野地方裁判所諏訪支部

平成２３年（フ）第１６７５号
堺市堺区北花田口町２丁３番18号セントラル堺東808号室、住民票上の住所大阪市港区三先２丁目13番４―601号
債務者　平松　健一
1　決定年月日時　平成24年３月６日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　山田　陽彦
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年６月18日午後２時30分
5　免責意見申述期間　平成24年６月４日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２３年（フ）第１６７６号
堺市堺区北花田口町２丁３番18号セントラル堺東808号室、住民票上の住所名古屋市東区葵１丁目17番14号　エルブ葵407号
債務者　和田美由紀
1　決定年月日時　平成24年３月６日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　山田　陽彦
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年６月18日午後２時30分
5　免責意見申述期間　平成24年６月４日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２４年（フ）第１６７号
大阪府松原市一津屋２丁目７番23号
債務者　木下　雅崇
1　決定年月日時　平成24年３月６日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　山田　陽彦
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年６月18日午後２時30分
5　免責意見申述期間　平成24年６月４日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係